

下関市上下水道局設計等委託業務検査技術基準（建築関係）

（目的）

第1条 この技術基準は、下関市上下水道局設計等委託業務技術検査要綱（平成29年4月1日制定）第5条に基づき、上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る設計委託業務（以下「委託業務」という。）について行う建築関係に係る技術的検査（以下「技術検査」という。）に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

第2条 技術検査は、委託業務の成果物を対象として、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、委託業務の遂行に必要となる基礎的な項目（以下「基礎項目」という。）及び創意工夫に関する項目（以下「創意工夫項目」という。）について、別表に掲げる事項に留意して、適否の判断を行うものとする。ただし、創意工夫の余地が小さい業務については、創意工夫項目は考慮しない。

（基礎項目に関する検査）

第3条 基礎項目に関する検査は、次に掲げる項目により行う。

（1）業務の実施能力

業務の実施能力の検査は、業務実施体制、管理技術者及び主任担当技術者の能力について、当該委託業務に関する工程管理及び取組姿勢等に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（2）業務の実施状況

業務の実施状況の検査は、履行中の説明資料、調整及び説明並びに対応の迅速性、与条件の理解及び業務への反映について、打ち合わせ協議及び途中成果物の内容等に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（3）業務目的の達成度

業務目的の達成度の検査は、業務目的の達成度及び課題への対応に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

（創意工夫項目に関する検査）

第4条 創意工夫項目に関する検査は、次に掲げる項目により行う。

(1) 業務の実施状況

業務の実施状況の検査は、調整及び説明並びに対応の迅速性並びに提案力及び業務執行技術力について、設計提案等の説明及び専門的な知識等の記録と契約図書とを対比して行うものとする。

(2) 業務目的の達成度

業務目的の達成度の検査は、課題への対応に関する記録と契約図書とを対比して行うものとする。

(修補の指示)

第5条 委託業務の成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する

別表（第2条関係）

技術検査の項目（建築関係）

大項目	項目	細目
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制
		管理技術者の能力（業務全体に関する評価）
		主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価
		調整及び説明、対応の迅速性
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）
業務目的の達成度	業務目的の達成度、課題への対応	
創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性
		提案力、業務執行技術力
	業務目的の達成度	課題への対応